

2023 年5 月2 日

かめまる共済加入事業所 各位

新型コロナウイルス感染症 宿泊療養・自宅療養による入院
(いわゆる「みなし入院」) における見舞金給付の取り扱いについて

平素より亀岡商工会議所の運営にご協力賜りありがとうございます。

亀岡商工会議所の「かめまる共済」では、現在、新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(いわゆる「みなし入院」)を入院給付金の支払対象(個人保険)とする取扱を、2022 年9 月26 日以降、「重症化リスクの高い方」を対象に当所独自の見舞金制度を継続しております。

今般、2023 年5 月8日以降、新型コロナウイルス感染症について、特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置づけるとの方針が政府から示されたことで、季節性インフルエンザと同等の位置づけとなり、現在講じられている同法上の「入院措置・勧告」「外出自粛」等の措置が適用されないことや、本共済制度引受保険会社における入院給付金の取り扱い変更を受け、当所の見舞金につきましても、2023 年5 月8日以降の「みなし入院」を入院給付金の支払対象とする取扱を以下の通り終了させていただきます。何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

■新型コロナウイルス感染症における宿泊療養・自宅療養による入院(いわゆる「みなし入院」)による見舞金給付の取扱変更の内容

新型コロナウイルス感染症と診断された場合の入院給付金の支払範囲

ケース	陽性診断日		
	2022 年 9 月 25 日まで	2022 年 9 月 26 日～ 2023 年 5 月 7 日	2023 年 5 月 8 日以降
医療機関へ入院をされた場合	○ 支払対象	○ 支払対象	○ 支払対象
宿泊療養・自宅療養された場合	重症化リスクの高い方(※)	○ 支払対象	× 支払対象外
	上記以外の方	○ 支払対象	× 支払対象外

(※)「重症化リスクの高い方」とは、発生届の対象となる「65 歳以上の方」「入院を要する方」「重症化リスクがあり、新型コロナウイルス感染症治療薬の投与または新型コロナウイルス感染症罹患により酸素投与が必要な方」「妊婦の方」になります。

今後、法令の改正等がなされた場合など、本見舞金制度の取り扱いを変更する可能性があります。詳細はホームページをご確認ください。

本件に関するお問い合わせ先：亀岡商工会議所 0771-22-0053